２０２４年　１２月　１２日

オハラ樹脂工業株式会社
代表取締役　尾　原　慶　則　　殿

ＪＭＩＴＵ愛知地方本部
執行委員長　　北　村　　淳
（押印略）

ＪＭＩＴＵ愛知支部
執行委員長　　平　田　英　友
（押印略）

同　オハラ樹脂工業分会
分　会　長　　朝　倉　　健　次

年末一時金要求書（２）

「管理部長 尾関鉄雄」氏名による、本年１２月４日付「貴組合『年末一時金要求書』につきまして」と題する書面が当労組宛届きました。同書面につきまして下記のとおり申し上げます。

記

１　上記書面も、代表取締役尾原慶則氏名ではなく、「管理部長 尾関鉄雄」氏名で当労組に届いております。当労組は、「管理部長 尾関鉄雄」氏の回答ではなく貴社代表者による、会社としての責任ある誠実なご回答を繰り返し求めているところ、貴社は頑なに改めようとされません。申し上げるまでもなく労働組合は会社組織の一部ではなく、企業から独立して、従業員である労働者の労働条件の維持改善その他経済的地位の向上を図ることを主たる目的とする団体であり、その労働組合に対して責任ある対応が求められるのは当然であって、客観的に責任と権限が明らかな役職者が対応されるのは常識であると考えます。貴社には、責任と権限を有する管理職者は社長以外に存在せず、当労組が重ねて尾原社長に対応を求める所以であります。貴社のこれまでの対応は、不誠実極まりないものであり、厳重に抗議申し上げます。

２　上記書面の第１段落で尾関氏は、「団体交渉の議題は令和６年の年末賞与を『基本給の３カ月分』とするものと理解いたしました。」と記載しておられますが、当労組の本年１１月２５日付「年末一時金要求書」での要求が本年年末一時金だけで

ないことは明瞭であり、尾関氏の同書面が失当であることを指摘させていただきます。とりわけ上記要求書「３」については、労働条件に関わる重要な議題であり、尾原社長が自ら誠実に対応する義務と責任があることは申し上げるまでもありません。

３　上記書面の第２段落で尾関氏は「貴組合に対して『過去から不明確であった年俸制の従業員に関しての『基本給』については貴組合が具体的にどのような金額を請求の計算の基礎となる『基本給』ととらえておられるのか、明確にご回答ください。』と要請しましたが、貴組合はこれに回答されず」と記載しておられますが、当労組が「過去」に提出した一時金要求書では「年俸制従業員は、年俸に一定額の一時金相当額が組み込まれていますが、妥結の際には月給制社員との調整が必要」と申し上げているのであり、貴社「年俸制度規程」記載の「年俸に含まれている『賞与』」が、年俸制導入直前の「賞与」であったとすると各１ヶ月分相当と考えられるところ、例えば１ケ月分とした場合、妥結月数が３ケ月分であれば、２ケ月分相当額の調整を求めているのであって、当労組において年俸の基本給や含まれている一時金の、導入当時の月数や金額を知る由もなく、日給月給制から年俸制に移行するに当たっての労働条件低下を避けるプロセスの詳細について貴社によって明らかにされるべきであると考えます。

また、同段落で尾関氏は「その後『夏季一時金要求』に関する連絡を一切されませんでした。」と記載しておられますが、尾関氏及び貴社こそ、当労組本年８月１日付「夏季一時金要求書」の「１（２）」及び「２」についてのご回答、団交応諾の通知を「一切」為されておりません。さらに尾関氏は、「３」について「いずれも不都合です。改めてご提案ください。」と記載するのみで、団交応諾の意思表示は為さっておりません。そして、その後、具体的提案はありませんでした。尾関氏の上記対応は、団交拒否、回答拒否であり、貴社の責任あるご見解を明示下さい。

４　当労組と致しましては、不本意ながら今回も団体交渉実現を優先し、第二希望である、本年１２月２５日（水）で応諾致しますが、「議題」は当労組が求めた１１月２５日付要求書についてであり、要求につきましては団交席上にてご説明させて頂きます。

以　上